

●三鷹市内に事業所があることが分かる書類について

市内事業所の所在地※を確認するため、次のいずれかの書類を提出してください。

- A【個人・法人】事業所の住所が分かる資料(市内住所、事業所名等の記載があるもの。
営業許可証、パンフレット、ホームページの写し等)
履歴事項全部証明書は不可(本店登記地のみ記載されているため)
- B【法人】販売費・一般管理費内訳書(決算報告書内)(「水道光熱費」または「地代家賃」
に市内の事業所における経費が算入されていること)+その内訳が分かる書類
- C【法人】「地代家賃等の内訳書」(勘定科目内訳明細書 15 ページ目 三鷹市内の住所が記載さ
れており、かつ「借地(借家)物件の用途」欄に、当該住所が事業を行う場所であることが分か
る記載があること(店舗・事務所等))。
- D【個人:青色申告の場合】所得税青色申告決算書(「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所が記
載されていること。記載がない場合は、同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」または「地
代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類)
- E【個人:白色申告の場合】収支内訳書(「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所が記載され
ていること。記載がない場合は、同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」または「地代家
賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類)

※ 事業所所在地について

本補助金は、市内に事業所を有して事業を行っていることが補助条件となります。

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則次の要件を備えているものをいいます。

- 1)経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること。
- 2)物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

【例】店舗、工場、事務所、営業所など(社宅や社員駐車場、自社倉庫等は除外)

※フリーランス等で、店舗、事務所等を持たない事業者は、住民登録地が事業所となります。

●判断基準(○:補助対象、×:補助対象外)

- ・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×
- ・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×